◇資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五二号）（金融庁）

1　発行保証金保全契約は、その相手方が資金決済に関する法律（以下「法」という。）第一七条の規定による命令を受けたときは当該命令に係る額の発行保証金が遅滞なく供託されるものであること等を内容とするものでなければならないこととした。（第七条関係）

2　第二種資金移動業における資金移動の上限額を一〇〇万円に相当する額とし、第三種資金移動業における資金移動の上限額を五万円に相当する額とすることとした。（第一二条の二関係）

3　資金移動業の種別の区分に応じた最低要履行保証額を定めることとした。（第一四条関係）

4　履行保証金保全契約は、対象とする資金移動業の種別のほか、その相手方が法第四六条の規定による命令を受けたときは当該命令に係る額の履行保証金が遅滞なく供託されるものであること等を内容とするものでなければならないこととした。（第一五条関係）

5　履行保証金保全契約を締結することができる者として、割賦販売法第三五条の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該履行保証金保全契約に係る事業につき同法第三五条の九ただし書の承認を受けた者を追加することとした。（第一六条関係）

6　第三種資金移動業を営む資金移動業者が負担することができる為替取引に関する債務の上限額を五万円に相当する額とすることとした。（第一七条の二関係）

7　この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行することとした。

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第五三号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、一〇億八、〇〇〇万円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、九、二九〇億六、一四五万二、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　特定保険者交付金交付契約の納付金を、一、四〇〇万円に改めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇介護保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第五四号）（厚生労働省）

一　介護保険法施行令の一部改正関係

介護保険法第五条の二第一項の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とすることとした。（第一条の二関係）

二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正関係

健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令について、一に準じた改正を行うこととした。（第三条の三関係）

三　老人福祉法施行令について、所要の改正を行うこととした。

四　施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

政　令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第四十八号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二号の項中「西御所町二番の五百六十二」を「正徳町五百三十五番十七」に、「正徳町五百三十五番の二十八」を「福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番二十三を経て同市糸崎八丁目二百六番二」に改め、同表百九十号の項中「千八百二十一番三」を「一万千八百二十一番三」に改め、同表百九十一号の項中「千四百二十番一」を「一万千四百二十番一」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　　義偉

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第四十九号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万千六百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。